

南朝の官位と家格をめぐる諸問題

野田, 俊昭

<https://doi.org/10.15017/2230454>

出版情報 : 史淵. 126, pp.73-104, 1989-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

南朝の官位と家格をめぐる諸問題

野 田 俊 昭

はしがき

東晋南朝の政治、社会を理解するうえで無視できないものとして、甲族を頂点とし、以下次門、後門、三五門とつづく家格の制度的ヒエラルキーの存在がある。

梁初までのものについて図式的にいうと、甲族層は郷品一、二品をもち、員外散騎侍郎、秘書郎、著作佐郎、公府の掾属などに起家する階層の人々、次門層は郷品三、四、五品をもち、王国常侍、王国侍郎、奉朝請、太学博士などに起家する階層の人々、後門層は郷品六、七、八、九品をもち、流外に起家する階層の人々である。三五門層は通常官界とは無縁の存在である。甲族層は上級士人層に、次門層は下級士人層に、後門層は上級庶民層に、三五門層は下級庶民層にほぼ相当する。

甲族、次門、後門の各集団は起家のうえで区別がもうけられているばかりではなく、(起家以降に)それぞれがつく

べき官についても区別がもうけられていた。甲族層は原則として(起家の官もふくめて)「清官」につくべきであり、次門層以下のものは(起家の官もふくめて)それ以外の官につくべきであった。とくに後門層は(起家の官もふくめて)「寒官」、「勲位」と称される一連の官につくべきであった。(以下次門層、後門層のつくべき官を「濁官」という。)甲族層の歩む官序は当時「清塗」などと呼ばれていた。

(当時は身分制の時代であったから、同一の官であっても上層の階層に属するものから見れば「濁」であっても、下層の階層に属するものから見れば「清」であることもある。小論でいう官の「清濁」はそうした相対的なものとは異なり、その任用者を基準としたものである。)

こうした甲族、次門、後門の間にもうけられていた種々の区別の壁は厚いものがあつたことが指摘されている。

ところで、梁の武帝は天監七年(五〇八)をその頂点とする所謂「天監の改革」(以下「改革」という)を断行している。ここでは時代の流れとともにその地位を低下させてはいたが、なお曲りなりにも官界とのつながりをもっていた後門層が、これ以降官人たるべきことが否定されている。(それは後門層が旧来ついていた「官」を役目やくもととするというかたちをとるものである。)

さて、さきに甲族、次門、後門の間には官制上様々な区別がうけられていたことについて述べた。こうした様々な区別のうちのひとつに甲族層についてはそうしたことはないが、次門層と「改革」以前にあつては後門層とには官達上「止法」が存在していたことがあげられる。宋齊時代にあつては、次門層は第五品官をその極官とし、後門層は第七品官のうちの二品勲位をその極官とするのが原則であつた。「改革」以降についても、次門層については官達上「止法」がもうけられていたことについて変化はない。次門層は「改革」時(以降)に施行された(内官についての)流内十八班制において、その流内第十一班に位置する官をその極官とするのが原則であつた。甲族層については「改革」以前と同様に官達上「止法」は存在しない。

官達の上で見られる甲族層と次門層以下との差違とを関連づけて考えると、「改革」以前にあっては第四品以上の諸官はすべて「清官」からなるということになる。¹⁾ところが、東晋から宋にかけて、それに対する評価が低下したために甲族層がつくことを嫌い、主として次門層(以下のもの)がそれとしてもつぱらつくべきものとされるようになった官がいくつか存在するようになる。こうした官のなかには第六品以下の官もあるが、第三品、第四品の官もまた存在している。こうした第三品、第四品の官の「濁官」化は当然、甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーの存在と矛盾することになる。この家格のヒエラルキーと官制との間に生じた矛盾は、「濁官」化した第三品、第四品の官の官位を實質的に第五品の「清官」と同位(もしくはそれ以下)に低下させるという方法で解決がはかられたと考えられる。²⁾こうした措置は裏からいうと、甲族層出身のものがそれとしてつくべき第三品、第四品の官が減少したことを意味する。

小論ではまず、こうした第三品、第四品の「清官」を補充する意味からであろう、「清官」の第四品、第五品の一部がその實質的官位をそれぞれ第三品、第四品に引き上げられたと考えられることを左・右衛將軍、太子左・右衛率について見る。³⁾

ところで、東晋南朝の天子は右の甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーの存在を無視するようなことをしてはいない。こうした家格のヒエラルキーの存在を前提として国政の運営を行なっている。しかし、晋時代の天子と違って、南朝の天子はその出身が士人でなかったものが多かったこと(梁の武帝は士人の仲間入りをしていたのであるが、彼の家系はもとの士人ではなかった)、およびその主権の獲得が、もつぱらそのもつ軍事力によって実現されたものであったことなどがからんで、士人層と一体感をもつとか、その利益代者者としての性格をもつかといったことはありえなかった。そこでは自ずから晋時代の天子とは異なり、天子の支配権力のもつ独自性といったものを士人層に対して誇示するようになってくる。

右の士人層に対する天子の支配権力のもつ独自性の誇示ということは、甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーの

存在自体に対しても示されることがある。小論ではつきに、こうした点を散騎常侍の官位の変動というを通して述べる。

ところで、先論で南朝における家格の変動ということをとりあげた。そこではもっぱら次門の家格から甲族の家格への上昇ということについてのみ述べるにとどまった。後門層(以下)のものの家格の上昇ということについてはこれを予想するだけであった。⁴⁾そこで、小論では最後にこのことについてとりあげ、後門層(以下)のものの家格の上昇がどのような官制的要件によって実現されるのか、また、その上昇がどの程度のものであったのかなどについて推定する。

一 「清官」の官位の上昇

東晋から宋にかけて、それに対する評価が低下したことに応じて、甲族層がつくことを嫌い、主として次門層(以下)のものもつばらそれとしてつくべきものとされるようになった第三品、第四品の官がいくつがある。

ところで、宮崎市定氏は『九品官人法の研究』のなかで、「清要官の発達」と題して、秘書郎、著作佐郎などに起家する階層の人々、小論でいう甲族層に属する階層の人々がとる官序について考察され、彼らが一般的にいうと、つぎのような官序を経ることを明らかにされた。すなわち、

中書侍郎・黄門侍郎・太子中庶子の内二官―尚書吏部郎または司徒左長史―侍中

という官序である。⁵⁾「濁官」化した第三品、第四品の官を右の官序に引き当てた際、結論的にいうと、黄門侍郎と同位もしくはそれよりも下位にあったと考えられる。

東晋から宋にかけて「濁官」化した官として、第四品官としては都水使者、五校尉(射声校尉、步兵校尉、長水校尉、越騎校尉、屯騎校尉)といくつかの將軍号があげられる。第三品官としては少府、散騎常侍といくつかの將軍号があげ

られる。東晋南朝になると將軍号が乱発されて、その結果その卑賤化が著しくなったことについてはすでに指摘されている。⁶⁾

『通典』卷二十一職官三 中書郎の条に

宋、中書侍郎、……用散騎常侍為之、

とある。これは散騎常侍が中書侍郎よりも官序の上で下位に位置づけられていたことを示している。(これは宋齊時代を通じてのことであつたとして間違ひなからう。) 中書侍郎については、同じく『通典』卷二十一職官三 門下侍郎の条に、魏晉以來、給事黃門侍郎、竝為侍衛之官、員四人、宋制、武冠絳朝服、多以中書侍郎為之、とあつて、中書侍郎は官序上黃門侍郎の下位に位置づけられていたことがわかる。(これも宋齊時代を通じてのこととして間違ひなからう。)

つぎに、『南齊書』卷四十二王晏伝を見ると、王詡について、

永明中、為少府卿、六年(四八八)、勅位未登黃門郎不得畜女妓、詡与射声校尉陰玄智坐妓、免官、禁錮十年、とある。永明は齊の年号である。黃門郎とあるのは黃門侍郎のことである。これも少府、射声校尉が官序上黃門侍郎の下位に位置づけられていたことを示している。(これも宋齊時代を通じてのこととしてまず誤りなからう。) 中書侍郎、黃門侍郎は魏晉以來第五品で、それは宋齊時代にあつても変化なかつた。また、何れも「清官」であつたことに變りはない。とくに、黃門侍郎は東晋南朝を通じて「清官」の最たる位置を失うことはなかつた。

かくて、「濁官」化した第三品、第四品の官がその実質的な官位を「清官」の第五品と同位もしくはそれよりも下位に引き下げられていたことが理解されよう。こうした措置をとられたものとして、他にさきにあげたいいくつかの官があつたわけである。將軍号についてはのちに述べるところと関連するところがあるので若干具体名をあげておくと、第三品の將軍号として輔國將軍が、第四品の將軍号として左軍將軍、驍騎將軍などがあげられる。⁷⁾

以上述べたような「濁官」化した第三品、第四品の官の官位の第五品（以下）への実質的引き下げという措置は、甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーと官人任用面との間に存在するようになった矛盾を、「濁官」化した第三品、第四品の官位を実質的に第五品（以下）に引き下げることによって解決したという観点から理解すべきである。⁸⁾

右のような措置は裏からいうと、甲族層出身のものがそれとしてつくべき第三品、第四品の「清官」の数が減少したことを意味する。恐らくそうした点を補充する意味からであろう、第五品、第六品の「清官」の一部の官の実質的官位が第四品に引き上げられていたことが指摘されている。すなわち、尚書吏部郎、司徒左長史は宋齊時代官品表の上ではそれぞれ第六品とされているが、当時何れも第四品官としての実質をもっていた。⁹⁾ こうした実質的な官位引き上げという措置がとられた「清官」として、他に左・右衛將軍と太子左・右衛率が考えられる。前掲した宮崎氏が復元された「清官」の官序に引き当てた際、左・右衛將軍は侍中に、太子左・右衛率は尚書吏部郎もしくは司徒左長史と同位とされていたと考えられる。侍中は「清官」の第三品で、これは宋齊時代を通じて名実ともに変化はない。一方、左・右衛將軍は官品表の上では第四品に、太子左・右衛率は第五品にそれぞれランクされている。

(イ) 左・右衛將軍の官位

まず、左・右衛將軍が甲族層出身のものがそれとしてつくべき官であったこと、換言すれば「清官」とされていたこと自体についてであるが、『宋書』卷五十三張茂度伝に、

（張）茂度同郡陸仲元者、晋太尉玩曾孫也、以事用見知、歷清資吏部郎、右衛將軍、侍中、吳郡太守、自玩洎仲元四世為侍中、時人方之金張二族、

とある。侍中、尚書吏部郎が「清官」であったことについてはすでに述べた。右の「清」は「清官」、「清塗」などの「清」と基底を同じくするもので、この際の「清資」というのは「清官」によって構成される官位序列といった意味と

される。¹⁰これは宋齊時代右衛將軍が「清官」とされていたことを示している。左衛將軍についてもこうしたことを想定してもまず誤りなからう。

ここで、『南齊書』卷二十八劉善明伝を見ると、劉善明について、

齊台建、為右衛將軍、辟疾不拜、司空褚淵謂善明曰、高尚之事、乃卿從來素意、今朝廷方相委待、詎得便學松、喬邪、善明曰、我本無宦情逢知己、所以戮力驅馳、願在申志、今天地廓清、朝盈濟濟、鄙懷既申、不敢昧於富貴矣、とある。ここに右衛將軍につくことが「貴」を味するものであるという理解が示されている。東晋南朝にあつては「貴」というのは、官についていった際、侍中、尚書の令、僕射などの「清官」の第三品(以上)の官につくことを意味する。¹¹

以上述べたことを併せ考えると、南朝にあつては左・右衛將軍の官位がすでに第四品程度にとどまつていたとすることはできないということになる。以下このことを左・右衛將軍が各官人の官序の上でどのようなあらわれかたをするのかということを通じて確かめてみよう。

まず、尚書吏部郎、司徒左長史とともに左・右衛將軍があらわれる場合であるが、その殆どが尚書吏部郎、司徒左長史についた後にあらわれる。¹²『宋書』卷四十二劉穆之伝に、劉瑀について、

世祖(宋孝武帝)即位、……除司徒左長史、……尋轉右衛將軍、

とあり、『宋書』卷五十二謝景仁伝に、謝述について、

(劉)義康入相、述又為司徒左長史、轉左衛將軍、

とあり、『南齊書』卷三十七到撓伝に、到遁について、

(永明)三年(四八五)、復為司徒左長史、轉左衛將軍、

とあり、『宋書』卷五十三張茂度伝に、張永について、

尚書吏部郎、司徒左長史、……(大明)四年(四六〇)、立明堂、永以本官兼將作大匠、事畢、遷太子右衛率、七年(四

六三)、為宣貴妃殷氏立廟、復兼將作大匠、軫右衛將軍、

とあり、『宋書』卷五十八謝弘微伝に、謝弘微について、

太祖(宋文帝)即位、……遷尚書吏部郎、參預機密、尋軫右衛將軍、

とあり、『宋書』卷六十二沈演之伝に、沈演之について、

太祖(宋文帝)甚嘉之、以為尚書吏部郎、(元嘉)十七年(四四〇)、……以演之為右衛將軍、

とあり、『宋書』卷六十六何尚之伝に、何尚之について、

太祖(宋文帝)即位、……入為黃門侍郎、尚書吏部郎、左衛將軍、父憂去職、服闋、復為左衛、領太子中庶子、

とあり、『宋書』卷六十九劉湛伝に、劉湛について、

景平元年(四三三)、召入、拜尚書吏部郎、遷右衛將軍、

とあり、『宋書』卷八十一顧覲之伝に、顧覲之について、

(還為)尚書吏部郎、……孝建元年(四五四)、尋徵為右衛將軍、領本邑中正、

とあり、『南齊書』卷三十江謐伝に、江謐について、

遷(尚書)吏部郎、……齊台建、為右衛將軍、

とある。これらの事例から、宋齊時代左・右衛將軍が官序上尚書吏部郎、司徒左長吏の上位に位置づけられていたことが理解される。

つぎに、左・右衛將軍が侍中とともにあらわれる事例についてであるが、もちろん侍中につく前にあらわれる事例も存在するが、侍中についた後にあらわれる事例もまた存在する。『宋書』卷五十一劉道憐伝に、劉秉について、

太宗(宋明帝)泰始初、為侍中、頻徒左衛將軍、丹陽尹、大子詹事、吏部尚書、

とあり、『宋書』卷七十顏師伯伝に、顏師伯について、

世祖（宋孝武帝）即位、遷侍中、……師伯遷右衛將軍、

とあり、『宋書』卷四十五劉粹伝に、劉粹について、これは東晋極末のことではあるが、

遷相国司馬、侍中、……遷左衛將軍、

とあり、『宋書』卷七十一江湛伝に、江湛について、

元嘉二十五年（四八八）、徵侍中、任以機密、領本州大中正、遷左衛將軍、

とあり、『宋書』卷七十五顔竣伝に、顔竣について、

世祖（宋孝武帝）踐阼、以為侍中、俄遷左衛將軍、加散騎常侍、辞常侍、見許、

とあり、『宋書』卷八十五謝莊伝に、謝莊について、

世祖（宋孝武帝）踐、除侍中、孝建元年（四五四）、遷左衛將軍、

とあるのはそうしたことを示している。

以上のような左・右衛將軍の官序上の位置と、左・右衛將軍につくことが「清官」の第三品（以上の）官につくことと同様に「貴」となると理解されていたことなどを併せ考えると、宋齐時代左・右衛將軍の官位が実質的にすでに「清官」の第三品と同等の位置に引き上げられていたことが理解されよう。

(四) 太子左・右衛率の官位

まず、太子左・右衛率が「清官」とされていたこと自体についてであるが、『宋書』卷四十二王弘伝に、南朝第一流の名家である琅邪の王氏のうちでもいわば主流と目される王弘の家系に属するその子錫について、

子錫嗣、少以宰相子、起家員外散騎（侍郎）、歷清職中書郎、太子左衛率、江夏内史

とある。中書郎というのは中書侍郎のことである。右の「清職」というのは「清官」のこととして差し支えなからう。

ここから当時太子左衛率が「清官」とされていたことがわかるが、このことは太子右衛率についても同様としてよからう。

ここで、『宋書』卷五十七蔡興宗伝を見ると、宋の孝武帝の治下、所謂天子の側近寒人の圧力によって吏部曹の行なう人事行政が序を失っていた時、蔡興宗は薛安都についての人事において、「美選」つまり人事を正常な状態に戻さんとして建言をしているが、そのなかで太子左・右衛率と左・右衛將軍の官位が互いに近いものとしている。一方、侍中と太子中庶子の官位が互いに遠いものとしている。太子中庶子の官位は第五品であり、侍中は先述したように第三品である。太子左・右衛率は宋齊時代第五品にランクされている。しかし、先述した左・右衛將軍の官位をめぐる考察が幸にして誤り無いとするならば、この興宗の建言は、もはや太子左・右衛率の官位がとうていランク通りのものではありえなかったことを自ずから示したものとされよう。太子左・右衛率の実質的官位の第四品への引き上げである。以下このことを左・右衛將軍の場合と同様に各官人の官序において、太子左・右衛率がどのようにあらわれるかということを通じて見ていくことにする。

尚書吏部郎とともに太子左・右衛率があらわれる場合であるが、『宋書』卷五十三張茂度伝に、張茂度について、
尚書吏部郎、……（大明）四年（四六〇）、遷太子右衛率、

とあり、『宋書』卷七十袁淑伝に、袁淑について、

元嘉二十六年（四四九）、遷（尚書）吏部郎、……遷太子左衛率、

とあるのは何れも尚書吏部郎についた後に太子左・右衛率があらわれる例である。また、『宋書』卷八十九袁粲伝に、
袁粲について、

世祖（宋孝武帝）除尚書吏部郎、太子右衛率、侍中、

とあり、『南齊書』卷四十四徐孝嗣伝に、徐孝嗣について、

遷尚書吏部郎、太子右衛率、

とあるのも例としてあげられるのではなからうか。

つぎに、尚書吏部郎の前にあらわれる場合であるが、適当な例をあげにくいのが、『梁書』卷二十三長沙嗣王業に、長沙嗣王業について、南齊時代のこととして、

入為太子右衛率、尚書吏部郎、

とあるのは、その例とされるのではなからうか。

さて、官序上太子左・右衛率のすぐ上に位置づけられていた官であるが、すでに予測されるところであるが、それは侍中、左・右衛將軍などの「清官」の第三品の官であった。『宋書』卷四十一后妃、前廢帝何皇后に、何衍について、太宗（宋明帝）初、……復求太子右（衛）率、拜右率一二日、復求侍中、

とある。宋齊時代秘書郎などに起家する階層に属するもの、小論という甲族層の間では成るべく早く必要な地位を通過して、高位高官に達する競争が一般的な風潮になっていたことが指摘されている。この何衍についての記事もこうした観点から見るべきものとされよう。また、『宋書』卷五十八王球伝に、王球について、

徙太子右衛率、入為侍中、

とある。かくて、官序上太子左・右衛率が侍中のすぐ下位に位置づけられていたことが理解できよう。また、太子左・右衛率から直接左・右衛將軍に遷る例として、『宋書』卷八十六劉劭伝に、劉劭について、

拜太子左衛率、……除劭右衛將軍、

とあり、『宋書』卷九十九二凶に、尹弘について、

元嘉中、歴太子左右衛率、左右衛將軍、

とあり、『南齊書』卷三十薛淵伝に、薛淵について、

乃転太子左（衛）率、世祖（齊武帝）即位、遷左衛將軍、
とあるものなどがあげられよう。

以上より、宋齊時代左・右衛將軍の官位が実質的に第三品に、太子左・右衛率の官位が実質的に第四品にそれぞれ引き上げられていたことが理解されよう。

なお、「改革」時以降（その流内十八班制において）左・右衛將軍は侍中と同位の流内第十二班に、太子左・右衛率は尚書吏部郎と同位の流内第十一班にそれぞれ位置づけられている。¹⁵⁾

二 散騎常侍の官位の変動をめぐる

宋王朝の創始者武帝劉裕はその出身が士人である晋王朝の天子司馬氏と異なつて、微賤で士人でなかつたこと、および士人層の存在そのものを無視することはできなかつたにしても、その主権の獲得がもつぱらそのもつ軍事力によつて実現されたという歴史的経緯などがからんで、士人層と一体感をもつとか、その利益代表的性格をもつとかいふことはありえなかつた。それだけに武帝なりその子孫の天子なりは、晋時代の天子と異なつて、士人層に対して天子のもつ支配権力の独自性を誇示するようになる。こうしたことを最もよく示すものとして「清議」、「郷論」に対する対処の仕方がある。（こうした天子のもつ支配権力の独自性の士人層に対する誇示ということは、大なり小なり宋王朝以降の南朝の天子に一貫して見られるものである。）

晋王朝の天子は儒教的名教違反に関する処罰としての「清議」、「郷論」を大きく肯定し、それらを官界運営の一環としている。この「清議」は（士人間の清く正しい議論にもとづく）官人たる士人の処罰をめぐる正当な「輿論」といつた意味、この「郷論」は郷党における士人間の（その地域出身の）官人たる士人の処罰をめぐる正当な「輿論」といつ

た意味である。晋時代官人たる士人に儒教的名教に悖る行為があった際、その処罰は「清議を正す」あるいは「郷論に任す」というかたちで具体化された。

このような処罰は「清議」もしくは「郷論」の対象となったものの郷品を退割したり、そのものが郷品をもつことを否定したりするというかたちで具体化される。前者の場合は退割された(低い)郷品に応じた(低い官品の)官にかつくことはできないし、後者の場合は官人たりえない。こうした「正清議」と「任郷論」とは自ずから関連するところがある。とくに「任郷論」というのは、州大中正が自からの主導性をもって郷論をとり官人(官人候補者をふくむ)が郷品をもつのを否定したり、すでに官人となっているものの郷品を引き下げたりする。それだけに(「正清議」の場合にも大まかにいった際、そうしたことがいえるが)、「任郷論」の場合、それは天子の任命大権の否認に連なる面をもつ。こうした「正清議」、「任郷論」は南朝に入っても晋時代と同様に官界運営の一環とされていることに変わりはないが、それらに対する対応の仕方は晋時代の天子と南朝の天子とは自ずから異なるところがある。

宋の武帝は即位するとすぐに「正清議」、「任郷論」による処罰を詔によって洗除している。『宋書』卷三武帝紀下、永初元年(四三〇)の条に、

詔曰……其有犯郷論清議、贓汗淫盜、一皆蕩滌洗除、与之更始、

とあるのはそのことを示す。この「清議」はさきに「正清議」としたものの、この「郷論」はさきに「任郷論」としたものである。この宋の武帝の詔による「任郷論」、「正清議」の洗除を嚆矢とし、これ以降の南朝各王朝の天子は即位時などにこれと同断の趣旨の詔を發布している。これは南朝の天子が「郷論」、「清議」の存在そのものを否定できなかったことにしても、天子のもつ支配権力の独自性が部分的とはいえ、士人層のもつ自律性に優越することを誇示したものと注目される。¹⁶⁾

さて、南朝になると天子の側近官の重視策の一環として、確認されうる限りでは三度散騎常侍の用人を次門層出身

のものから甲族層出身のものへと改めようとする試み（いわば「濁官」の「清官」化の試み）がなされている。（他官をもつて散騎常侍を兼ねる所謂帶帖および他官をあわせもつものについては、甲族層によって散騎常侍への就官が忌避されたいという事実はない。こうした場合、甲族層もまた多く散騎常侍についている。以下、小論で散騎常侍を問題とする時は、すべて散騎常侍单独就官についての場合である。）⁽¹⁾ 宋の孝武帝の時に二度、梁の武帝の時に一度である。

まず、宋の孝武帝による用人の改革について見る。『宋書』卷八十五王景文伝に、

上（孝武帝）以散騎常侍旧与侍中俱掌献替、欲高其選、以（王）景文及会稽孔覲俱南北之望、並以補之、とあるが、『宋書』卷八十四孔覲伝にはこのことをやや詳しく記して、

初、晋世散騎常侍選甚重、与侍中不異、其後職任閑散、用人漸輕、孝建三年（四五六）、世祖（孝武帝）欲重其選、詔曰、散騎常侍為近侍、事居規納、置任之本、実惟親要、而頃常侍選、陵遲未允、宜簡授時良、永置清軌、於是吏部尚書顔竣奏曰、常侍華選、職任俊才、新除臨海太守孔覲意業閑素、司徒左長史王彧（景文のこと）懷尚清理、並任為散騎常侍、

とある。これが第一回目の改革について述べたものである。この改革において散騎常侍に任用された孔覲はその起家官から家格を判断するのはむづかしいが、その官序の過程で建平王友、秘書丞などについていることから、甲族層出身者と考えて差し支えない。王友はもちろん甲族層のつくべき「清官」であるが、周知のように秘書丞は「天下の清官」とされ、第一流の甲族のつくべき官とされたものである。王景文も太子太傅主簿という起家官としては珍しい官に起家しており、その起家官から家格を判断することはむづかしい。しかし、彼は琅邪の王氏に属するものであり、その妹が（後の宋の）明帝に嫁していることなどから、彼のもつ家格も甲族のそれとして差し支えなからう。

右の改革は覲、景文ともに散騎常侍についているところからみて成功したと考えられる。しかし、この成功も一時的なものであつたらしく、さきに引いた『宋書』孔覲伝の後文にこの散騎常侍の用人の改革と、その後に行なわれた

れた吏部尚書の併置策(18)に関する蔡興宗の見解を載せているが、それに、

侍中蔡興宗謂人曰、選曹重要、(散騎)常侍閑淡、改之以名而不以実、雖主意欲為輕重、人心豈可変邪、既而常侍之選復卑、選部之責不異、

とある。これはそうしたことを察せしめるところがあるろう。

こうしたこともあつてであろう、孝武帝は再度散騎常侍の用人についての改革を行なっている。『通典』卷二十一職官三散騎常侍の条に、散騎常侍について、

宋大明中、革選比侍中、

とあるのはそのことを示す。大明は孝建のつぎの年号で、同じく孝武帝の治世に属する。しかし、この改革も前回と同様に失敗したことがわかる。すなわち、右掲の記事にすぐつづいて、

而人情久不習、終不見重、尋復如初、

とある。(この大明の改革時、どのような人々が散騎常侍に任用されたかは不明である。)こうした散騎常侍をめぐる用人改革策の再度にわたる失敗は天子の支配権力をもつてしても、甲族層の意向を変えることができなかつたことを示したものとして注目される。

ところで、右の孝武帝による再度にわたる散騎常侍の用人をめぐる改革は、その用人を次門層出身者から甲族層出身者に改めるといふ点にとどまるのではなく、用人の改革に見合うかたちで散騎常侍の官位を侍中と同等、換言すれば「清官」の第三品程度に引き上げようとしたことおもふくんでいたとすべきである。前に引いた『通典』散騎常侍の条の記事に「革選比侍中」とあるのはそうしたことを察せしめるが、最初の改革の時に散騎常侍に任用された王景文は司徒左長史であつた時に任用されたし、孔覲についてはそれ以前に二度にわたつて黄門侍郎についている。先述したように、司徒左長史につけばつぎに侍中につくのが当時の通常の官序であつた。また、黄門侍郎のつぎに(恐ら

く抜擢的色彩が強いものであろうが)侍中につく例もいくつか存在している。この景文、覬の散騎常侍への任用はそうした観点から理解すべきである。

以上は結局、その用人の変化に応じて散騎常侍の官位もその本来の官位に見合わせるべく(「清官」の)第三品とされたが、甲族層が再びそれへの就官を渋ったために、その用人の改革の失敗とともにその官位も再び甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーの存在に規制されて、旧来と同等の官位に引き下げられたことを示唆する。ここで、『梁書』卷二十五周捨伝を見ると、周捨について、梁の天監六年(五〇七)以前の²¹⁾こととして、

異遷太子洗馬、散騎常侍、中書侍郎(下略)、

とあって、その後も依然として、先に示した『通典』中書侍郎の条に見える官序が散騎常侍について適用されていたことがわかるのである。

こうした散騎常侍をめぐる改革はこれ以降、管見の及ぶ限りでは梁の武帝がこれを試みるまで史上から姿を消す。

さて、梁の武帝によって三度目の散騎常侍をめぐるその用人と官位の改革が試みられる。すなわち、『梁書』卷二十一江舊伝に、

初、天監六年(五〇七)、詔以侍中(散騎)常侍並侍帷幄、分門下二局入集書、其官品視侍中、

とあるのはそのことを示す。この詔から散騎常侍の官位が三度侍中と同位のも²²⁾とされたことが知られるが、「改革」時に発布された流内十八班制において、散騎常侍は侍中と同様に流内第十二班に位置づけられている。また、右の詔から旧来散騎常侍の官位が侍中のそれに比すべくもなかったことも察せられよう。

ところで、ここで再び『梁書』江舊伝を見ると、この武帝による散騎常侍の用人をめぐる改革が旧来と同様に必ずしも甲族層に歓迎されたものとはいい難かったことがわかる。

僕射徐勉以權重自遇、在位者並宿敬之、唯(江)舊及王規与抗礼、不為之屈、勉因舊門客翟景為第七兒繇求婚、

椿不答、景再言之、乃杖景四十、由此与勉有忤、除散騎常侍、不拜、是時勉又為子求椿弟葺及王泰女、二人並拒之、葺為吏部郎、坐杖曹中幹免官、泰以疾仮出宅、乃遷散騎常侍、皆勉意也、初、天監六年、詔以侍中、侍並侍帷幄、分門下二局入集書、其官品視侍中、而華胄非所悅、故勉斥泰為之、

とある。右に見える「華胄」というのは第一流の甲族といった意味である。²² 江椿はその曾祖父に甲族として宋の著作佐郎に起家し、後に開府儀同三司（第一品官）などに至った湛を、その父に同じく著作佐郎に起家し、齊の太常（第三品官）などについた敷をもち、本人自身も秘書郎に起家しており、もとより甲族である。²³ 王泰も琅邪の王氏に属し、その祖父は齊の司空（第一品官）僧虔であり、その父は齊の侍中などについた慈であり、本人は著作佐郎に拜されようとしたが、それにつかず結局秘書郎に起家している。その家格はもとより甲族としてのそれである。²⁴ これは武帝の改革にもかかわらず、旧来と同様に甲族層が散騎常侍につくことに対して抵抗感をもっていたことを示している。旧来であればこうした甲族層につくことを嫌われた官は、つまりは「濁官」化した官は甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーの存在に規制されて、その本来の官位を低下（具体的にいうと「改革」以降にあつては流内第十一班以下）させられるはずである。しかし、「改革」以降にあつてはそうしたことはこれを想定できにくいのである。以下そのことについて見る。

『陳書』卷二十三沈君理伝に、沈君理の第六弟君高について、

以家門外戚、早居清頭、歷太子舍人、洗馬、中舍人、高宗（陳宣帝）司空從事中郎、廷尉卿、……尋除太子中庶子、尚書吏部郎、衛尉卿、出為宣遠將軍、平南長沙王長史、南東海太守、行広州事、以女為王妃、固辭不行、復為衛尉卿、（太建）八年（五七六）、詔授持節、都督広等十八州諸軍事、安遠將軍、平越中郎將、広州刺史、嶺南俚、獠世相攻伐、君高本文吏、無武幹、推心撫御、甚得民和、十年（五七八）、卒于官、時年四十七、贈散騎常侍、諡曰祁子、とある。右に見える「清頭」というのは甲族層のつくべきあざやかな官という意味である。²⁵ 沈君高についてはその起家

官が不明であるが、彼の祖父僧叟は梁の左民尚書（流内第十三班）となり、父の巡は同じく梁の金紫光祿大夫（流内第十四班）に至っている。また、兄の君理は湘東王法曹参军に起家し、後に侍中、吏部尚書（流内第十四班）、尚書右僕射（流内第十五班）などにつき、死後翊左將軍、開府儀同三司（流内第十七班）を贈られている。²⁶ 彼がその参軍に起家した湘東王というのは、（後の梁の）元帝のことで、²⁷ この王の参軍に起家することは皇帝皇子府参軍起家に相当し、そのものの家格が甲族としてのそれであったことを示す（後述参照）。通常兄が弟よりもさきに起家するから君高の家格も甲族としてのそれと断定して誤り無い。

ところで、君高が早く「清顯」に居たとされているが、これは彼の全官途を通じてのことであつたとされよう。いま、君高のついた内官を官班によつて次第してみると、太子舍人は流内第三班、太子洗馬は流内第六班、太子中舍人は流内第八班、高宗の司空従事中郎は皇弟皇子の公府従事中郎に相当すると考えられるから流内第九班、廷尉卿、太子中庶子、尚書吏部郎は何れも流内第十一班である。衛尉卿は流内第十二班である。通常贈官はそのものが生前にいた最高位の官と同位かそれ以上の官位をもつ官が選ばれるとすべきである。とすると、この君高の事例から「改革」以降にあつても、甲族層からそれへの就官が嫌われていたのにもかかわらず、散騎常侍が「改革」時（嚴密にいえば天監六年）に改められた官位（流内第十二班）を引き続き保持していたことが推断されよう。以下このことを、散騎常侍が各官人の官序のなかでどのようなあらわれ方をするのかということを検討することによつて、より確かなものにしていく。

散騎常侍の官位が改められた天監六年以降の梁時代に、（帶帖などによらず）散騎常侍に附いたものとして（右に掲げた『梁書』江禕伝に見える王泰をふくめて）、十五名、贈官によるものが三名確認できる。その殆どが、（内官の）流内第十一班の官を経た後に散騎常侍についている。

『梁書』卷十二柳忱伝に、柳忱について、

〔天監〕八年（五〇九）、……俄入為秘書監（流内第十一班）、遷散騎常侍、

とあり、『梁書』卷二十七明山賓伝に、明山賓について、

以公事左遷黃門侍郎（流内第十班）、司農卿（流内第十一班）、（普通）四年（五二三）、遷散騎常侍、

とあり、『梁書』卷三十七何敬容伝に、何敬容について、

累遷太子中庶子（流内第十一班）、散騎常侍、

とあり、『梁書』卷三十八朱异伝に、朱异について、

累遷鴻臚卿（流内第九班）、太子右衛率（流内第十一班）、尋加員外（散騎）常侍（流内第十班）、……中大通元年（五二

九）、遷散騎常侍、

とあり、『梁書』卷三十八賀琛伝に、賀琛について、

改為通直散騎常侍（流内第十一班）、領尚書左丞（流内第九班）、……遷敬騎常侍、……太清二年（五四八）、

とあり、『梁書』卷四十三韋粲伝に、韋粲について、

中大同十一年（五四五）、遷通直散騎常侍（流内第十一班）、未拜、出為持節、督衡州諸軍事、安遠將軍、衡州刺史、

（太清）二年（五四八）、徵為散騎常侍、

とあり、『陳書』卷八周文育伝に、周文育について、

（侯）景平、授通直散騎常侍（流内第十一班）、……累遷南丹陽・蘭陵・晉陵太守、智武將軍、散騎常侍、

とあり、『陳書』卷二十一張種伝に、張種について、

貞陽侯僭位、除廷尉卿（流内第十一班）、太子中庶子（流内第十一班）、敬帝即位、為散騎常侍、

とあり、『陳書』卷二十三王瑒伝に、王瑒について、

尚書吏部郎（流内第十一班）、貞陽侯僭位、以敬帝為太子、授瑒散騎常侍、侍東宮、

とある。なお、先に引いた『梁書』江蒨伝によれば、江蒨は尚書吏部郎（流内第十一班）にあつた時に散騎常侍に遷されようとしたわけである。

つぎに、流内十二班（以上の）官を経た後に散騎常侍につく例も存する。『梁書』卷二十一柳惲伝に、柳惲について、元監元年（五〇二）、除長兼侍中（流内第十二班）、……（天監）六年、徵為散騎常侍、とあり、『梁書』卷三十五蕭之雲伝に、蕭之雲について、

（大通）三年（五二九）遷長兼侍中（流内第十二班）、中大通元年（五二九）、転太府卿（流内第十三班）、……還除散騎常侍、

とあるのはそうしたことを示す。

さらに、散騎常侍のつぎについた官についてであるが、流内第十二班に位置する官、侍中についたものとして蕭之雲、何敬容、王瑒の例、司徒左長史についたものとして陸杲（『梁書』卷二十六陸杲伝）の例、右衛將軍についたものとして朱异、裴忌（『陳書』卷二十五裴忌伝）の例がある。つぎに流内第十三班の官についた例も存在する。柳忱は散騎常侍のつぎに祠部尚書（流内第十三班）に拜されようとし（この人事は忱が疾に遇つたために実現しなかつた）、柳惲は左民尚書（流内第十三班）に遷り、賀琛は太府卿（流内第十三班）に遷っている。

なお、贈官についてであるが、『陳書』卷八杜僧明伝によれば、杜僧明は使持節、通直散騎常侍（流内第十一班）、平北將軍、南兖州刺史をもつて官に卒し、死後散騎常侍を贈られており、『梁書』卷三十裴之野伝および顧協伝によれば、裴之野、顧協はともに鴻臚卿（流内第九班）兼（あるいは領）中書通事舍人（流内第四班）をもつて官に卒し、死後散騎常侍を贈られている。

以上見た各官人の官序の上での散騎常侍のあらわれ方と、前に掲げた『陳書』の沈君高をめぐるの事例を併せ考えた際、天監六年の官位の改変以降散騎常侍が（陳時代をもふくめて）流内第十二班としての官位を一貫して保持せし

められていたとして間違ひなからう。

こうした甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーの存在を無視して散騎常侍の官位が維持されるようになったという現象は天子のもつ支配権力の独自性が旧来に比した際、ひと回り大きくなって(上級)士人層に対して誇示されるようになった、あるいは誇示しうるようになったという観点から理解すべきものである。

三 家格の変動(後門層以下の場合)

(イ) 宋齊時代

宋齊時代父が第三品以上の官にいた場合、もともと次門層出身のものであつてもその時点以降にそのものの子が起家する際、著作佐郎などに起家する。つまり、そのものの子の家格は甲族としてのそれとされる。これは周知のことである。

ところで、こうした次門から甲族への家格の変動は父が「清官」の第三品以上の官に昇つた場合にのみ生じるべきものであつて、先述したような宋齊時代第三品にランクされているにもかかわらず、その実質的官位を引き下げられていた官についてはそうしたことを想定すべきではない。さきに、輔国將軍が第三品にランクされているのにもかかわらずその実質的官位が引き下げられていたことについて述べた。ここで、『宋書』卷一百自序を見ると、沈林子が宋の永初三年(四二二)に輔国將軍のまま死亡している。林子には邵、瑛らの子があつた。彼らは何れも林子の死後あいついで起家しているが、邵は奉朝請に起家している。すでに述べたように奉朝請は次門層の典型的な起家官である。瑛は吳興郡の主簿に起家し、ついで南平王国左常侍に除されている。瑛が南平王国左常侍に除された際、太祖(宋文帝)は瑛を引見して、

吾昔以弱年出藩、卿家以親要見輔、今日之授、意在不薄、王家之事、一以相委、勿以国官乖清塗為罔罔也、

といっている。この「清塗」は甲族層出身者がそれとして歩む官途のことである。この林子をめぐる事例は「濁官」化した第三品官がもはやその子の起家に何ら影響を及ぼしえなかつたことをよく示しているよう。

さて、こうした家格の変動ということについては旧来もつぱら次門層出身者の場合(その家格の甲族のそれへの上昇)を中心としてとりあげられてきたようである。そこで本款では、²⁹⁾残存史料の僅少なこともあって、かなり大まかなものになるが、宋齊時代後門層以下のものについても家格の変動ということが起りえるのか、起りえるとすればそれはどの程度のものであつたのかなどについて推定する。(「改革」以降については款を改めて述べる。)

『宋書』卷八十三の伝末において、沈約はこの巻に列せられている人々を総括して、
 史臣曰、夫豎夫匹夫、濟其身業、非世乱莫由也、以乱世之情、用於治日、其得不亡、亦為幸矣、

とされている。これはこの巻に列せられている人々が「豎夫」とされる人々であつたことを示している。南朝にあつては「豎夫」もしくは「豎云々」とされるものは、通常庶民層、つまりは後門層以下の階層に属する人々を指すと考えて差し支えない。³⁰⁾この巻に伝を有しているものうち、その経歴が比較的詳しく、その出身階層が窺えるものとして、宗越、武念、蔡那、呉喜、黄回らがある。

まず、宗越についてであるが、

宗越、南陽葉人也、本河南人、晋乱、徒南陽宛県、又土断属葉、本為南陽次門、安北將軍趙倫之鎮襄陽、襄陽多雜姓、倫之使長史范覲之条次氏族、弁其高卑、覲之点越為役門、出身補郡吏、

とあつて役門とされている。また、郡吏は後門層出身者がそれとしてつくべき官である。宗越の家格はせいぜい後門程度のものでない。武念については、

武念、新野人、本三五門、出身郡將、

とあつて、もともと三五門(杜丁が三人の場合一人、五人の場合は二人が力役に徴されるべき家のこと)出身者であつたこ

とがわかる。つぎに、蔡那についてであるが、

蔡那、南陽冠軍人也、家素富、而那兄局善接待賓客、客至無少多、皆資給之、以此為郡県所優異、獨其調役、とあつて、本来徭役を負担すべき家に属していたことが知られる。その家格はせいぜい後門程度のもものとすべきである。さらに、呉喜についてであるが、彼はまず領軍府の白衣吏というものになり、その後主書、主書書史、主函令史などにつぎつぎについている。主書、令史などは後門層出身がそれとしてつく典型的なものである。呉喜の場合もその家格はせいぜい後門程度のもとのとすべきである。最後に黄回についてであるが、彼は軍戸の出身である。彼の本来の家格は三五門としてのそれとすべきである。黄回については「黄回擢自凡豎」とされている。

ところで、この巻に列せられているもののうち曹欣之、蔡那、任農夫についてはその子孫が後世の正史に伝を有している。まず、曹欣之の子孫についてであるが、『梁書』巻九曹景宗伝に、

曹景宗字子震、新野人也、父欣之、為宋將、位至征虜將軍、徐州刺史、……宋元徽中、隨父出京師、為奉朝請、員外、遷尚書左民郎、

とある。奉朝請が曹景宗の起家官であつたと考えられる。奉朝請のもつ性格についてはすでに述べた。(右に員外とあるのは員外散騎侍郎のことと考えられる。) さきに掲げた『宋書』巻八十三によると、景宗の父欣之は元徽四年(四七六)以前に左軍將軍・驍騎將軍となり後に輔國將軍を加えられている。輔國、左軍、驍騎の各將軍の官位が実質的には(「清官」)第五品(以下)に引き下げられていたことについては、すでに述べた。この景宗についての事例から後門層以下の階層の出身のものであつても、その父が次門層のつくべき程度の官につきさえすれば、その時点以降に起家するそのものの子に次門としての家格が与えられたことが一応想定されよう。

つぎに、『梁書』巻十蔡道恭伝に、蔡道恭について、

南陽冠軍人也、父那、宋益州刺史、道恭少寬厚有大量、齊文帝為雍州、召補主簿、

とある。右に見える蔡道恭の父の那というのは蔡那のことである。斉の文帝(斉の高帝蕭道斉の父承之のこと)が雍州の刺史となつたという記録はないようであるが、承之は元嘉二十四年(四四七)に死亡している。また、那についてもその官歴についての記載が簡略にすぎた確たることはいえないが、これも曹景宗の場合と同様のことが想定されるのではなからうか。

ここで、『梁書』卷五十五文学下任孝恭を見ると、任孝恭について、

臨淮人也、曾祖農夫、宋豫州刺史、孝恭幼孤、……初為奉朝請、

とある。奉朝請が任孝恭の起家官であつたと考えられる。彼の曾祖父とされている農夫は任農夫のことである。農夫は宋時代に射声校尉、左軍將軍、輔師將軍、豫州刺史、冠軍將軍、通直散騎常侍、征虜將軍、散騎常侍、左將軍などについている。これらの何れかの官にあつた時に農夫の子、孝恭とつては祖父に当たる人が次門としての家格を与えられ、孝恭に至るまで、そのえた家格を保持してきていたということが想定できよう。

また、『南齊書』卷三十七到搗伝に、到搗について、

彭城武原人也、祖彦之、宋驃騎將軍、父仲度、驃騎從事中郎、搗襲爵建昌公、起家為太學博士、とある。太學博士は次門の起家官である。また、『梁書』卷四十到溉伝に、到溉について、

彭城武原人、曾祖仲度、驃騎江夏王從事中郎、父坦、齊中書郎、溉少孤貧、……起家王國左常侍、

とある。王國左常侍も次門の起家官である。搗の祖父に当たり、溉の曾祖父に当たる彦之は『宋書』に專伝を有さず、『南史』にはそれを有するが、その官歴については簡略にすぎる。しかし、彦之はもともと庶民、つまり三五門の階層に属するものであつたと考えられる。『南史』卷二十五到溉伝に、

(到溉)掌吏部尚書、時何敬容以令參選事、有不允、溉輒相執、敬容謂人曰、到溉尚有余臭、遂学作貴人、敬容日方貴寵、人皆下之、溉忤之如初、溉祖彦之、初以擔糞自給、故以為譏、

とある。「擔糞自給」した彦之は庶民として間違ひなからう。この彦之の子孫、搗、漚の事例についても、前述した任孝恭の事例と同様のことが想定されよう。³³⁾

(四) 「改革」以降（梁時代）

「改革」以降の家格の変動について考える際、まず注目されるのは、『隋書』卷二十六百官志上に、陳承梁、皆循其親王起家則為侍中、若加將軍、方得有佐史、無將軍則無府、止有国官、皇太子冢嫡者、起家封王、依諸王起家、余子並封公、起家中書郎、諸王子并諸侯世子、三公子起家員外散騎侍郎、令僕子起家秘書郎、若員滿、亦為板法曹、雖高半階、望終秘書郎下、次令僕子起家著作佐郎、亦為板行參軍、此外有揚州主簿・太学博士・王国侍郎・嗣王行參軍、並起家官、未合発詔、とある任子の制についての規定である。これについては宮崎市定氏以来、諸先学の研究があり、多くのことが明らかにされている。³⁴⁾ それらのうち、小論と直接関連するものとして、以下のようなことがあげられる。

(一) 『隋書』百官志に示された任子の規定は陳時代のみでなく、梁時代の「改革」以降にあつても適用されていた。
(二) 次門から甲族へと家格の変動を生起せしめる蔭をもちうる官の下限（右に掲げた『隋書』百官志の記載に則していえば、次令僕に相当する官の下限）が、「改革」時以降に施行された流内十八班制にあつては、その流内第十二班以上に位置する諸官からなるものである。

(三) 次令僕に相当する流内第十四班から流内第十二班に位置する諸官のうち、殆どの諸官が東晋以来の（「清官」の）第三品であることなどから、『隋書』百官志に明文化された任子の制の規定は、東晋以来すくなくとも慣行として行なわれていた（「清官」の）第三品（以上の）官による任子制を法制化したものとみてよい。³⁵⁾

(四) 『隋書』百官志に起家官として記載されている諸官のうち、板法曹參軍は皇弟皇子府の參軍のうちの板行參軍

のなかで、特定の職職掌をもつものとしての法曹参軍のことであり、板行参軍は皇第皇子府のなかで、特定の職掌をもたないものである。員外散騎侍郎・秘書郎・著作佐郎・皇弟皇子府の板法曹参軍および板行参軍が甲族層出身者の起家官であり、揚州主簿・太学博士・王国侍郎・嗣王行参軍が次門層出身者の起家官である。次門層出身者の起家官として他に奉朝請・王国常侍がある。

(五)「改革」以降にあつても、父が流内第十二班に昇らないことがあつても、甲族(の子)はそのもつ家格にもとづいて甲族としての起家をする。

梁の武帝は政治担当者として無能化していた甲族層の休質改善などの観点から、こうした父官の蔭による家格の変動ということを利用して次門層出身のものを盛んに流内第十二班以上の官につけ、もつて大量の(新)甲族層を造り出している。こうした点についてもすでに先学の指摘がある³⁶⁾。それでは後門層以下についてはどうであつたらうか。

ところで、先述したように「改革」によつて後門層は官人たることを否定されている。これによつて、後門層も三五門層と同様に原則的に官人たりえないものとされたわけであるが、彼らが官人たりうる可能性が皆無であつたわけではない。後門層以下のものが官人となる方法としては大きくわけると二つの方法があつた。ひとつは天監四年(五〇五)に設立された五館に入り五館生になつたものは、天監八年(五〇九)以降策試の後にその才能に応じて吏(この際は官人のこととすべきである)に除されるのをまつという方法である³⁷⁾。そのもうひとつは旧来と同様に軍勲による方法である。

ここで、『梁書』卷三十二陳慶之伝を見ると、陳慶之は梁の中大通二年(五三〇)以前のある時期に軍勲によつて右衛將軍に任ぜられている。彼はその後大同五年(五三九)に死亡し、死後散騎常侍・右衛將軍を贈られている。右衛將軍は流内第十二班に位置している。散騎常侍も流内第十二班に位置し、先述したように「改革」以降にあつては宋齊時代のようにその官位が変動することはなかつた。慶之には昕という子があつたが、彼は大同四年(五三八)に邵陵王

国の王国常侍に起家したと考えられる。さきに述べたように王国常侍に起家するということはその家格が次門のそれであったことを示す。『南史』卷六十一陳慶之伝に、

梁世寒門達者唯（陳）慶之与俞葉、

とある。「改革」以降にあつては「寒門」とされるものは、時として次門層のことを指すこともあるが、一般的にいうと後門層以下のものを指す。⁽³⁸⁾慶之は主書になつたのが官界に入る最初であつた。主書は「改革」以降にあつても後門層出身のものがそれとしてつくべき「職」である。以上のことを考え併せると、慶之はもともと後門層に属するものであつたが、後に軍勲によつて流内第十二班以上の官に昇つたといふことになる。かくて、この慶之をめぐる事例から、「改革」以降の梁時代にあつてはもともと後門の家格しかもたないものが流内第十二班（以上）の官についたとしても、甲族としての家格は与えられず一階下つた次門としての家格しか与えられなかつたことが理解されよう。

ちなみに、『南史』陳慶之伝に見える「達」といふのは宋齊時代にあつては（「清官」の）第三品以上の官につくことであり、「改革」以降にあつては流内第十二班以上の官につくことを意味する。⁽⁴⁰⁾

さて、ここで、『陳書』卷三十三沈文阿伝を見ると、梁時代のこととして、呉興武康の人沈文阿が次門として臨川王国侍郎に起家している。文阿の父峻については、『梁書』卷四十八儒林伝沈峻に、

沈峻字士嵩、呉興武康人。家世農夫、至峻好学、与舅太史叔明師事宗人沈麟士、在門下積年、昼夜自課、時或睡寐、輒以杖自擊其篤志如此、麟士卒後、乃出都、徧遊講肆、遂博通五經、尤長三礼、初為王国中尉、

とある。峻は「家世農夫」とあるところからみて、庶民層に属するものであつたと考えられる。したがつて、その家格は三五門程度のものであつたとされよう。（高く見積もつてもせいぜい後門層に属するのが精一杯のところであろう。）彼は王国中尉（王国名が不明であるが、「改革」時以降にあつては皇弟皇子国の中尉は流内第三班、蕃王国の中尉は流内第一班である。嗣王国の中尉については記載がないが、せいぜい流内第二班程度のものであろう。皇弟皇子国のそれより上位ではありえ

ない) についた後、王国侍郎(皇子国侍郎は流内第一班、嗣王国侍郎は流外第七班、皇弟国、蕃王国のそれについては記載がないが、皇弟国のそれは皇子国のそれと、蕃王国のそれは嗣王国のそれと同程度のものとして誤り無かるう) につき、並びに国子助教(流内第二班)を兼ね、ついで五教博士(流内第六班)を兼ね、さらに中書通書舍人(流内第四班)を兼ねている。ついで武康令(県令は最高のもので流内第七班である)となつて官に卒している。このなかには流内第十二班以上に位置する官はひとつもない。峻の子の文阿は以上の諸官の何れかの官に峻がついていたときに次門として臨川王国侍郎に起家したものとすべきである。そうすると、「改革」以降の梁時代にあつては後門層以下の家格のものの場合、さきの陳慶之の事例と併せ考えた際、その父が次門層のつくべき程度の官にいた場合、その子に次門としての家格が与えられる。(これは宋齊時代と同様である。)しかし、流内第十二班(以上の)官に昇つたとしても、その子に甲族としての家格は与えられず、一階下つた次門としての家格しか与えられなかつたということが想定されよう。(峻は「学」によつて次門層のつくべき官についたものとされよう。)

ただし、さきに述べた散騎常侍の官位をめぐる惜置および「郷論」、「清議」に対する対処の仕方(梁の武帝もその即位に当たつて詔を発し、「郷論」、「清議」を洗除している⁽⁴⁾)からも窺えるように、このことを武帝が甲族層の意向に屈してその利益を守つたがゆえであるという観点から理解すべきではない。むしろ、武帝の保持していた庶民観という観点から理解すべきである。武帝は庶民層に対して異常なほど冷たかつた。大同五年(五三九)建康で武帝が人間の肝を取つて天狗にくわせるというデマが飛び、人々は相警めて、日がくれると門を閉じて杖をもって自衛した。このデマは数ヶ月でやんだが、これは武帝が人々、とくに庶民層に嫌われ恐れられていたことを示している。ここで、『隋書』卷二十五刑法志を見ると、

武帝敦睦九族、優借朝士、有犯罪者、皆諷群下、屈法申之、百姓有罪、皆案之以法、其緣坐則老幼不免、一人亡逃則拳家質作、人既窮急、姦宄益深、後、帝親謁南郊、秣陵老人遮帝曰、陛下為法、急於黎庶、緩於權貴、非長久之

術、誠能反是、天下幸甚、帝於是思有以寬之、旧獄法夫有罪、逮妻子、子有罪、逮父母、(天監) 十一(五一) 正月壬辰、乃下詔曰、自今捕讎之家及罪、応質作、若有老小者、可停將送、

とある。これもそうしたことを察せしめよう。(右の『隋書』刑法志の記事は庶民層に対する法が極端に厳酷であったので、若干やるやかにしたという観点から理解すべきものである。)

註

(1) 越智重明氏、『魏晋南朝の貴族制』一九八二年 とくに第五章「制度的身分Ⅱ族門制をめぐって」・第七章「梁陳政權と梁陳貴族制」、宮崎市定氏、『九品官人法の研究』一九五八年 とくに第二編第三章九「勳位の成立」。

甲族(層)、次門(層)、後門(層)、三五門(層) という呼称は『魏晋南朝の貴族制』によった。

また、甲族層、次門層、後門層がどのような官に起家し、起家以降どのような官につくべきであったかということについては、ここにあげた「制度的身分Ⅱ族門制をめぐって」、「梁陳政權と梁陳貴族制」、「勳位の成立」の他に、前掲、『九品官人法の研究』第二編第三章「南朝における流品の発達」、中村圭爾氏、『六朝貴族制研究』一九八七年 第二編第二章「九品官人法における官歴」、周一良氏、『南齊書丘靈鞠伝試釈兼論南朝文武官位及清濁』(『魏晋南北朝史論集』一九六三年)、拙稿、「南朝の官位をめぐる一考察」(『九州大学東洋史論集』第十五号)などを参照。

ただし、宮崎氏、中村氏、周氏は甲族、次門などの呼称によっておられるわけではない。

(2) 前掲、「南朝の官位をめぐる一考察」。

(3) 以下、宋時代の官品は『通典』卷三十七職官十九所載のものおよび『宋書』卷四百百官下による。齊時代のもは宋時代のものより推定。

(4) 拙稿、「南朝における家格の変動をめぐって」(『九州大学東洋史論集』第十六号)。

(5) 第二編第三章四。

(6) 前掲、『九品官人法の研究』第二編第三章十一「將軍号の発達」。

(7) 前掲、「南朝の官位をめぐる一考察」。

(8) 前掲、「南朝の官位をめぐる一考察」。

(9) 前掲、『九品官人法の研究』第二編第三章四「清要官の発達」。なお、尚書吏部郎は宋時代の官品表では第六品にラン

南朝の官位と家格をめぐる諸問題

クされているが(註(3))、晋時代第五品に改められていたとすべきである。『唐六典』卷二吏部尚書の条に、
 其吏部郎、歴代品秩、皆高於諸曹郎、魏書來晋吏部郎品第五、諸曹郎第六、梁吏部郎品第四、
 とあるのはそのことを示す。

(10) 越智氏、「南朝の清官と濁官」。

資については中村氏、「初期九品官制における人事」(『中国貴族制社会の研究』一九八七年)参照。

(11) 越智氏、「王僧虔の戒子書をめぐって」(『東方学』第六十三輯)。

(12) なお、『宋書』卷四十八毛脩之伝によると、毛脩之は黃門侍郎につく前に右衛將軍についている。しかし、この脩之の官序は宋武帝の對蜀政策の關係から生じた特例的なものであったと思われる。

(脩之の)伯、父並在蜀土、高祖(宋武帝)欲引為外助、故頻加榮爵、
 とあるのはそのことを察せしめる。

(13) 煩雜になるので二例だけにとどめる。『宋書』卷六十九劉湛伝に、劉湛について、

遷右衛將軍、……為侍中、

とあり、『南齊書』卷三十一江謐伝に、江謐について、

齊台建、為右衛將軍、建元元年(四七九)、遷侍中、

とある。

(14) 前掲、「清要官の發達」。

(15) 『通典』卷三十七職官十九および『隋書』卷二百六官上に記載する梁の官班による。以下、梁の官班をとりあげる際はすべてこの両書による。

(16) 越智氏、「清議と郷論」(『東洋学報』第四十八卷第一号)・『魏晋南朝の貴族制』第三章第二節「清議、郷論をめぐって」。
 拙稿、「梁武帝による官位改変策をめぐって」(『九州大学東洋史論集』第十三号)。

なお、帶帖については前掲、「南齊書丘靈鞠伝試積兼論南朝文武官位及清濁」を参照。

また、小論でその官位を問題にした左・右衛將軍等も、嚴密さを期す意味から、出来る限り帶帖などによるものを排除した。

(18) 孝武帝は臣下に權勢があつまることを嫌い、とかく權勢が集中しがちであつた吏部尚書を併置することによつて、その任を軽くしようと試みている(『宋書』卷八十四孔覲伝)。

- (19) 『南齊書』卷十六百官志にも同様の言及がある。
- (20) 前掲、「清要官の発達」。
- (21) 周捨が散騎常侍についたのは王亮が罪を得て帰家する以前のことである。王亮が罪を得て廃されたのは天監二年（五〇三）のことである（『梁書』卷十六王亮伝）。
- (22) 前掲、「南朝の清官と濁官」。
- (23) 『梁書』卷二十一江倩伝、『南齊書』卷四十三江敷伝、『宋書』卷七十一江湛伝。
- (24) 『梁書』卷二十一王泰伝、『南齊書』卷四十六王慈伝、『南齊書』卷三十三王僧虔伝。
- (25) 前掲、「南朝の清官と濁官」。
- (26) 『陳書』卷二十三沈君理伝。
- (27) 『梁書』卷五元帝紀。
- (28) 陸杲は通直散騎侍郎（流内第六班）を経た後に散騎常侍に遷っているが、これは通直散騎常侍（流内第十一班）の誤りではないかと思われる。というのは彼はそれ以前に、秘書監、太子中庶子（何れも流内第十一班）、皇弟皇子府長史（流内第十班）についているからである。
- (30) なお、王泰については『梁書』本伝に散騎常侍単官にいたことが明示されていない。したがって、どのような官から散騎常侍単官に遷ったか不明である。また、外官については班位は不明。
- (31) 前掲、「制度的身分Ⅱ族門制をめぐって」、「六朝貴族制研究」第二編第一章「九品官人法における起家」。
- (32) ちなみに、『宋書』卷四十九の伝末に、同じくこの巻に列せられている人々を総括して、
 史臣曰、詩云、無言不酬、無德不報、此諸將並起自豎夫、出於卑隸芻牧之下、徒以心一乎主、故能奮其鱗翼、
 としてゐる。この巻には孫處、蒯恩、劉鐘、虞丘進らがあるが、そのうち蒯恩については、
 蘭陵承人也、高祖（宋武帝）征孫恩、県差為征民、充乙士、使伐馬蜀、
 とあって恩が力徭を徴される家に属することが示されている。これも「豎夫」が庶民、つまりは後門以下の階層に属するものであったことを示している。
- (31) 『南齊書』卷一高帝紀一。
- (32) 到彦之についてはまた、越智氏、「南朝における皇帝の中央貴族支配について」（『社会経済史学』第二十一卷第五・六号）を参照。

(33) 到搆の弟担は本州西曹に起家している(『南齊書』卷三十七到搆伝)が、これも次門としての起家とされよう。

また、『梁書』卷二十一到洽伝に、到洽について、

彭城武原人也、宋驃騎將軍彥之曾孫、祖仲度、驃騎江夏王從事中郎、父担、齊中書郎、洽年十八、為南徐州迎西曹行事、

とある。この州迎西曹行事が到洽の起家官であったと考えられるが、この州官起家も次門としてのそれであったとされよう。

(34) 前掲、「梁陳政權と梁陳貴族制」、「九品官人法の研究」第二編第四章「梁陳時代の新傾向」、「九品官人法における起家」および越智氏、「梁陳時代の甲族起家の官をめぐる」(『史淵』第九十七輯)などを参照。

なお、「梁陳時代の甲族層起家の官をめぐる」には、任子制の適用情況が豊富な事例をあげて論証されている。

(35) 宋齊時代、左・右衛將軍への就官が子の家格を變動せしめるはずであるが、それを明示する史料は遺憾ながらあげることができない。

(36) 前掲、「梁陳政權と梁陳貴族制」、「梁陳時代の甲族層起家の官をめぐる」。

(37) 越智氏、「晋南朝の秀才孝廉」(『史淵』第百十六輯)。

(38) 前掲、「梁陳政權と梁陳貴族制」。

(39) 『梁書』卷三十二陳慶之伝によると、陳慶之が武人として活躍したことが述べられている。

(40) 前掲、「梁陳政權と梁陳貴族制」。

(41) 『梁書』卷二武帝紀中、天監元年の条にその詔が載せてある。

(42) この記事については越智氏、『魏晋南朝の人と社会』一九八五年 第六章第五節「武帝と庶民層」を参照。